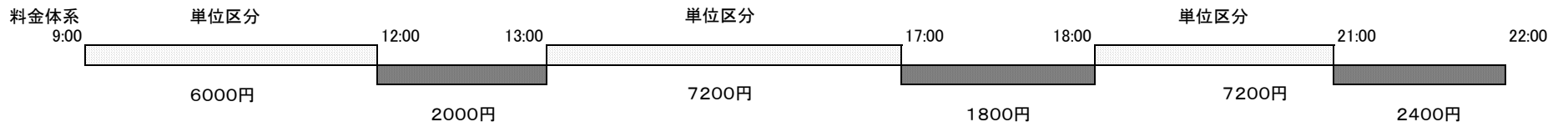
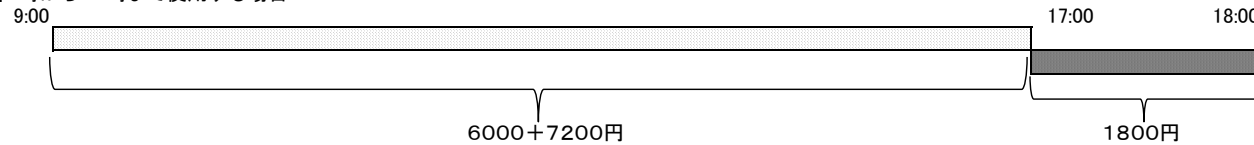


誤徴収の例（きららホールの場合）



【例】9時から18時まで使用する場合



本来の使用料：6000円 + 7200円 + 1800円 = 15000円

誤った使用料：6000円 + 2000円 + 7200円 + 1800円 = 17000円

2000円過徴収

↑
12時～13時の使用料

9時～17時までを使用する場合は、使用する単位区分の料金を合算するため 6000円 + 7200円 = 13200円になる。
(12時から13時の使用料は徴収しない)

【参考：三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例抜粋】

備考

一 略

二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の使用料の額は、それぞれ単位となっている使用時間の使用料の額を合算した額とする。

三 略

四 単位となっている使用時間を超えて使用する場合には、超過時間(一時間未満のときは、一時間とする。)一時間当たり直前(直前がない場合にあつては直後)の単位となっている使用時間の一時間当たりの額を徴収する。この場合において、一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。